

富山県発明とくふう展内容説明書 (審査・展示用)

(第53回)

(1) 企業の部 (2) 一般の部

受付
番号 (般) 4

ふりがな			
作品の名称	日本語不得意な外国人人が 携帯電話のバーコードリーダーで読む二次元コードの印刷物		
ふりがな		ふりがな	ヤマダ・ヒデオ
会社名		発明者名	山田 秀雄
特許・実用・意匠 の出願状況	<input type="checkbox"/> 未出願 <input checked="" type="checkbox"/> 出願済み	出願・公開番号 実願 2015-4434	登録番号 外国特許他

1、印刷物の日本語テキストを一箇国から数箇国の外国語のテキストを読み解するに適したテキストに翻訳して二次元コードを作成し、

記事に当該する最適の箇所に印刷提示した構成の印刷物である。

2、日本語不得意な外国人人が印刷物の内容を読み解したいと思ったら、印刷提示されている数個の二次元コードの中より、自分にとって最適の外国語を選ぶ。

3、その二次元コードを携帯電話のバーコードリーダー機能を動作させて、ディスプレイに表示される外国語テキストを読み解する。

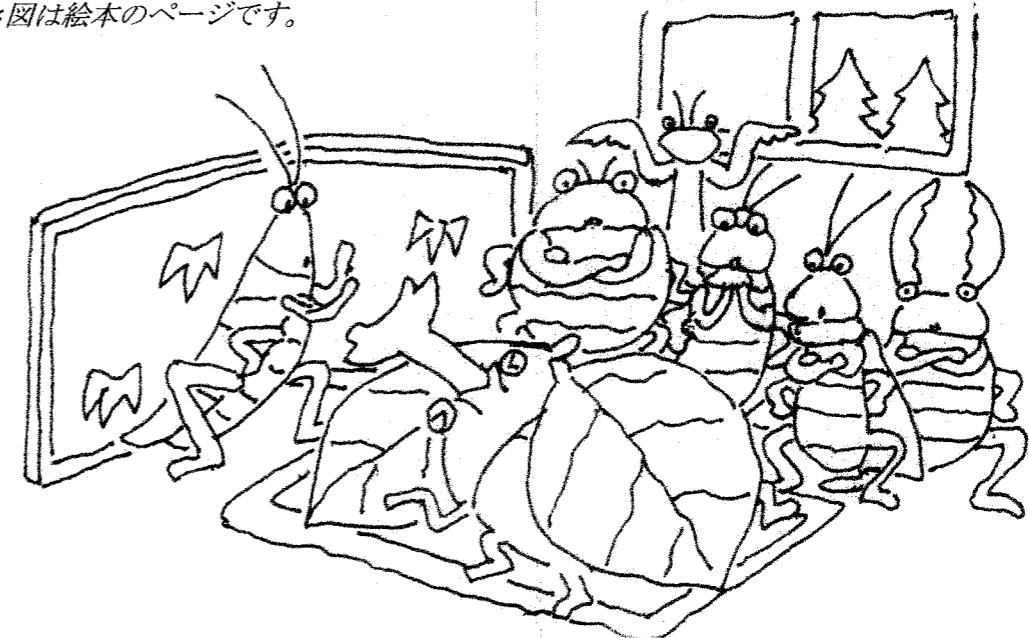
4、日本語テキストを外国語テキストに翻訳して二次元コードを作成して、印刷提示することにより、この印刷物は国際性を有するものとなる。

5、このシステムをインターネットウェブサイトのホームページにも応用される。

6、これを児童生徒が外国語の学習に利用することができる。

略図、図面

*図は絵本のページです。



Please read in mobile phone bar code reader.

[I do not read Japanese text.]

<STEP 1>数か国の外国語テキスト二次元コード群の中から、適合する外国語テキスト二次元コードを選びます。<STEP 2>持っている携帯電話のカメラ部を該当する二次元コードに向けてかざします。<STEP 3>携帯電話のバーコードリーダー機能を動作させます。<STEP 4>ディスプレイに表示された当該テキストを読み解します。

[Oh! I did read all right.]

*この二次元コードを印刷提示する印刷物を例示する。

- 1、絵本、書籍類
- 2、瓶缶詰ラベル
- 3、名刺類
- 4、布生地縫製品ラベル
- 5、カタログ、パンフレット類
- 6、乗車券、特急券、入場券類
- 7、はがき、カード類
- 8、料理お品書き、メニュー類
- 9、店頭商品値札類
- 10、新聞記事、広告等類
- 11、葉取扱説明書類
- 12、パッケージ箱、袋、包装紙類
- 13、ポスター類
- 14、案内掲示板類
- 15、インターネットホームページ その他

記載注意事項

1. 審査時は、この説明書が添付資料となりますので記載が不明確な場合は審査にもれることができます。
2. 従来のもの（或いは方法）に比し、どこを（何を）どのように発明・工夫したか、要点を判り易く、図を用いた方が判り易い場合は図面（略図でよい）でご説明下さい。
3. 改良くふう箇所が多くある場合、要点をしぼってご記入願います。